

令和 5 年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 1 月 16 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4072〕

<b>① 件 名</b>								
会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について								
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>								
<p><b>【背景】</b> 令和 2 年度から施行している会計年度任用職員制度については、制度施行時、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤職員の取扱いとの均衡を考慮し、期末手当のみ支給することとし、勤勉手当の支給については今後の検討課題とされていた。</p> <p>その後、国の非常勤職員に対する勤勉手当や各地方公共団体の会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、令和 5 年 5 月 8 日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和 6 年度から一定の要件を満たす会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となった。</p> <p><b>【目的】</b> 一定の要件を満たす会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することにより、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保を図る。</p>								
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>								
<p><b>【根拠法令】</b> 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</p> <p><b>【総合計画との整合性】</b> 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span></p>								
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>								
<p>令和 2 年 4 月 会計年度任用職員制度施行</p> <p>令和 5 年 5 月 地方自治法の一部を改正する法律の公布（令和 6 年 4 月 1 日施行）</p>								
<b>⑤ 主な内容</b>								
<p>1 勤勉手当の支給概要</p> <p>(1) 主な支給要件</p> <p>① 基準日（6 月 1 日及び 12 月 1 日）に在職</p> <p>② 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上</p> <p>③ 任用期間が 6 か月以上</p> <p>(2) 支給額 勤勉手当基礎額（報酬月額等）×期間率×成績率</p> <p>(3) 支給割合 年間 205/100（6 月 102.5/100、12 月 102.5/100）</p> <p>(4) 支給開始時期 令和 6 年 6 月支給</p> <p>2 人事評価 令和 6 年 12 月支給から、人事評価（業績評価）結果を成績率に反映</p> <p>(1) 人事評価の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施回数</th> <th style="width: 40%;">評価期間</th> <th style="width: 40%;">成績率への反映時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年 2 回</td> <td style="text-align: center;">4 月 1 日～9 月 30 日</td> <td style="text-align: center;">12 月支給</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 月 1 日～3 月 31 日</td> <td style="text-align: center;">6 月支給</td> </tr> </tbody> </table>	実施回数	評価期間	成績率への反映時期	年 2 回	4 月 1 日～9 月 30 日	12 月支給	10 月 1 日～3 月 31 日	6 月支給
実施回数	評価期間	成績率への反映時期						
年 2 回	4 月 1 日～9 月 30 日	12 月支給						
	10 月 1 日～3 月 31 日	6 月支給						

(2) 業績評価の評価項目、評価結果区分

評価項目	評価結果区分	成績率
「与えられた業務を確実に遂行することができたか」	a 優秀 b 良好（標準） c 良好でない	a : 102.5/100 以上 b : 102.5/100 c : 102.5/100 未満

3 改正が必要となる条例

- (1) 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例
- (2) 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
- (3) 石巻市職員の育児休業等に関する条例

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市財政への負担】

令和6年度勤勉手当支給見込額 273,952千円（共済費を含む。）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県 令和5年11月定例会に提案  
塩竈市、栗原市 令和5年12月定例会に提案  
仙台市ほか県内10市 令和6年2月定例会に提案予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）  
4月 地方自治法の一部を改正する法律施行  
6月 勤勉手当支給開始

⑨ その他